

当初設計書		設計		精算	
起工番号：建改委第1号 履行期間：90日間 会計年度：令和 7 年度 単価世代：令和07年06月01日 公共 事業名：配水本管耐震化事業 諸経費率：上水道委託 令和07年04月 業務名：南部配水本管充水・洗管時水理の検証業務委託 設計部課名：上下水道部上水道整備課 業務場所：久留米市 津福今町 外 地内					
設計概要	(当初設計) 洗管時水理の検証 1式				

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本委託費						
	1	式				
直接原価						
	1	式				
直接原価(積上)						
	1	式				
設計協議 中間打合せ1回					委 1 号	
	1	式				
洗管時水理の検証					委 2 号	
	1	式				
直接経費						
	1	式				
旅費交通費						
	1	式				
ライトバン運転費					委 9 号	
		日				
直接原価計						
	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
その他原価	1	式				
業務原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
設計業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				

業務委託一般仕様書

令和 7 年 6 月

久留米市企業局 上下水道部 上水道整備課

第1章 総 則

1.1 適用

- (1) 業務委託一般仕様書は久留米市の発注する設計、測量、地質等調査、物件等調査などの業務委託に適用する。
- (2) 業務の履行に当たっては、本一般仕様書によるほか、「福岡県県土整備部 令和6年10月 設計業務等共通仕様書・測量業務共通仕様書・地質調査共通仕様書」及びその他関係法令等に準拠する。

1.2 法令等の遵守

受注者は、実務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.3 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.4 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.5 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。なお、受注者は、河川管理者協議や、所轄警察署に道路使用許可を取るなど、業務遂行上必要な手続きを確実に行わなければならない。

1.6 賠償責任

本業務中に発生した現場における諸事故に対する責任は、受注者が負い、そのことによる他人に与えた損害などは、すべて受注者の責任において処理することとする。

1.7 再委託

受注者は業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を再委託することはできない。なお、協力者は、福岡県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合などを問わず、公共機関の指名停止期間中であってはならない。

1.8 許可申請

受注者は、業務に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅延なく行わなければならない。

1.9 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- | | | |
|-----------|---------|---------------|
| (1) 着手届 | (2) 工程表 | (3) 管理技術者届 |
| (4) 職務分担表 | (5) 完了届 | (6) 業務委託料請求書等 |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 業務計画書

業務計画書は、契約締結後速やかに作成し、監督職員に提出しなければならない。業務計画書に記載する事項は以下のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------|----------------------|---------------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 | (3) 業務工程 |
| (4) 業務組織計画 | (5) 打合せ計画 | (6) 使用する主な基準類 |
| (7) 連絡体制（緊急時含む） | (8) 成果物の品質を確保するための計画 | |
| (9) その他、監督職員が必要と認めたもの | | |

1.11 業務工程管理

受注者は、業務工程に変更を生じた場合には、速やかに変更業務工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の検査

- (1) 受注者は、業務完了時に市の成果品検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.14 引渡し

成果品の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、市の検査職員の検査をもって、業務の完了とする。

1.15 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.16 土地の立ち入り

本業務を実施するにあたり第三者の土地に立入る場合は、予め身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、その関係者と緊密な連絡を取るなどして業務の円滑な遂行を期さなければならない。

1.17 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18 調査・設計業務カルテの作成登録

受託者は、契約金額が 100 万円（完了時）以上の業務については、契約締結後、及び内容に変更が生じた都度、業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、「調査・設計業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受け上で、(財)日本建設情報総合センターに登録申請し、受領の写しを監督職員に提出しなければならない。

1.19 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市、受注者協議の上、これを定める。

1.20 設計図書の変更等に関する事項

設計図書の変更等については、設計業務等委託契約書第 18 条から第 26 条及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計業務等変更ガイドライン（2021（令和 3）年 4 月）久留米市」によることとする。

1.21 ワンデーレスポンス

「ワンデーレスポンス実施要領」に基づき、問題の解決に向けた迅速な解決を図るため、受注者は業務中において、質問や協議すべき問題が発生した場合、速やかに文書にて発注者に報告することとする。

1.22 ウィークリースタンス

「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者間における仕事の進め方として、1 週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、業務等の業務環境を改善し、より一層の業務の円滑な実施と品質向上に努めること。

第2章 暴力団排除に関する事項

- 2.1 受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第3章 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

- 3.1 受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
 - (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

第4章 障害者差別の解消に関する事項

- 4.1 受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第5章 契約に関する事項

- 5.1 余裕期間
- (1) 本業務委託の履行期間は、契約締結日の翌日から90日間であるが、業務着手前の余裕期間10日間を含んでいる。
 - (2) 余裕期間内は、原則として着手しないものとするが、監督職員との協議により着手することもできる。この場合において着手とは、管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。
 - (3) テクリス登録は、余裕期間終了日までに行うこと。ただし、余裕期間内に着手する場合はその前日までに行うこと。
- 5.2 着手届
- (1) 着手届は、余裕期間経過後7日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着手する場合には、その前日までに提出すること。
 - (2) 工程表は、着手届と合わせて提出すること。
 - (3) 工程表には、余裕期間を表示すること。

南部配水本管充水・洗管時水理の検証業務委託
特記仕様書

令和7年6月

久留米市企業局 上下水道部 上水道整備課

特記仕様書

1. 目的

南部配水本管は、昭和32年の供用開始から60年以上経過した老朽管であり、耐震性のない管材が使用されているため、通水能力の低下や漏水の危険性が懸念されている。

そのため、南部配水本管においては、令和4年度に耐震管への更新工事に着手し、令和6年度に工事は完了した。令和7年度は、新管の充水・洗管作業および旧管からの切替え工事を計画しており、年度内の供用開始を目指している。

本業務は、南部配水本管充水・洗管作業時において、周辺への影響を抑制しつつ、洗管に活用できる管路流量を水理的な検証を行うことを目的とする。

2. 業務概要

2.1 業務件名

「南部配水本管充水・洗管時水理的検証業務委託」

2.2 業務範囲

- ・対象管路：南部配水本管
- ・対象管網：放光寺低圧区域

2.3 履行期間

90日間

2.4 管理技術者

管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（上下水道－上水道及び工業用水道）、上下水道部門（上水道及び工業用水道））又は、これと同等の能力と経験を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャー（上水道及び工業用水道）（以下「RCCM」という。）の登録を受けているものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

2.5 照査技術者

照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（上下水道－上水道及び工業用水道）、上下水道部門（上水道及び工業用水道））又は、これと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCM（上水道及び工業用水道）の登録を受けているものとする。ただし、管理技術者と兼務できないものとする。

3. 業務内容

本業務の内容は、以下に示すとおりである。

3. 1 設計協議

設計協議は、初回、中間（1回）、最終とし、中間協議は必要に応じて、その都度行うものとする。打合せ後速やかに議事録を作成し提出すること。

- ・初回打合せ…要望事項の内容把握と設計工程、基本方針および検討事項の内容等の説明および確認。借用資料の内容確認。
- ・中間打合せ…業務作業内容の中間報告と、作業中に発生する諸条件の処理に関する内容確認。（1回）
- ・最終打合せ…業務作業完成品の総括説明および成果品提出。

3. 2 基本方針の確認

南部配水本管洗管時検証の対象となる放光寺系低圧配水区域の給水量実績（時間、日）を整理し、洗管作業中（時間最大水量や洗管水量等の洗管時）の水理検証に必要な諸条件を設定する。

3. 3 水理検証

南部配水本管洗管実施時の周辺配水管に及ぼす影響を確認するため、発注者が提供するShapefile形式の管路データをもとに、管網計算により水理検証を行う。検証ケースについて、以下を基本とする。

- ①実績時間最大給水量時
- ②実績夜間給水量時
- ③実績夜間水量＋洗管水量時

3. 4 報告書とりまとめ

水理検証結果を踏まえ報告書を取りまとめる。
実施計画書を作成する。

4. 成果品等の提出

- ① 報告書 A4版製本 2部
- ② 電子データ（CD-R） 一式
- ③ その他（打合せ議事録など）

5. 準拠図書

- ・水道法、水道法施行令、水道法施行規則

- ・水道施設設計指針（2024、日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（2016、日本水道協会）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（2022、日本水道協会）
- ・その他指示する図書

位置図

φ 500 DIP-NS L=1880m

